

【建築物・昇降機】 台帳記載事項証明発行の窓口について

工作物は、本体建築物の証明発行窓口と同様です。（例：本体建築物の発行窓口が都⇒工作物の発行窓口も都。）

建築確認申請 受付年度	東京都	
S25～S39	全て（木造物件の一部は、区で発行） （建築物については、昭和37年の台帳は 無いため発行できません）	※1
S40～S49	昇降機 有 （昇降機については、S40.1～S45年の台帳は 無いため発行できません。）	※2
S50～H11	延床面積 5000㎡超 かつ 昇降機 有	
H12以降	延床面積 10000㎡超	

建築確認申請 受付年度	区		
S25～S39	木造物件の一部	建築物・昇降機 S25～S45年以前 区役所 本庁舎6F 10番窓口	建築物 S46年1月 1日以降 区役所 本庁舎6F 5番窓口
S40～S49	昇降機 無		
S50～H11	・延床面積 5000㎡以下 ・延床面積 5000㎡超 かつ 昇降機 無	昇降機 本庁舎6F 10番窓口	
H12以降	延床面積 10000㎡以下		

以下の※1、※2のいずれにも該当しない場合は、直接、東京都へお願いいたします。

※1 木造物件の一部は、区で発行できるものがあります。区役所10番窓口にお問い合わせください。
（区役所10番窓口：建築課企画調査グループ 03-3981-4973）

※2 建築確認を東京都で行い、途中の制度変更により区が完了検査を実施した物件は、区で証明書を発行します。（問合わせ先：区役所10番窓口）
竣工時期が、昭和40・50年度、平成12年度ごろにあたる物件はご注意ください。

例）昇降機がある延床面積5000㎡以下の物件で、昭和49年度に建築確認、昭和50年度に完了検査を行った場合。
昇降機があるため、建築確認は東京都。完了検査は、延べ床面積5000㎡以下のため区で実施。（昭和50年度制度改正のため、延床面積5000㎡以下の物件は区で対応に変わったことによる。）
⇒この場合は、区で台帳記載事項証明書を発行します。